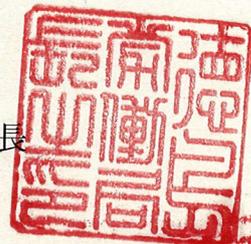


12/26

徳労発基 1222 第 2 号
令和 4 年 12 月 22 日

協同組合徳島県機械金属工業会 理事長 殿

徳島労働局長



工作機械の構造の安全基準に関する技術上の
指針の一部を改正する指針について

令和 4 年 12 月 20 日付けをもって、工作機械の構造の安全基準に関する技術上の指針が別添のとおり改正されましたのでご連絡します。

なお、本改正について令和 4 年 12 月 20 日付け写報で公示され、内容は、厚生労働省ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp/lourei/>) において、掲載されていますので申し添えます。

「工作機械の構造の安全基準に関する技術上の指針の一部を改正する指針」

改正後

現行

<p>工作機械の構造の安全基準に関する技術上の指針</p> <p>昭和50年10月18日 技術上の指針公示第4号 改正 平成13年9月18日 技術上の指針公示第15号 改正 令和4年12月20日 技術上の指針公示第23号</p> <p>1 (略)</p> <p>2 各種工作機械</p> <p>2-1 (略)</p> <p>2-2 ボール盤</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 電動機の軸、ベルト及び主軸プーリーを覆う覆いは、その閉鎖がボール盤の運転とインタロックされていることが望ましいこと。</p> <p>(6) ドリル、リーマ、タップ等の工具は、起動位置において回転する主軸による危険を防止するための適当な覆い及びドリル、リーマ、タップ等の工具の切削点以外の部分を覆う適当な覆いを設けることが望ましいこと。</p> <p>(7) (略)</p> <p>2-3~4 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>工作機械の構造の安全基準に関する技術上の指針</p> <p>昭和50年10月18日 技術上の指針公示第4号 改正 平成13年9月18日 技術上の指針公示第15号</p> <p>1 (略)</p> <p>2 各種工作機械</p> <p>2-1 (略)</p> <p>2-2 ボール盤</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(5) ドリル、リーマ、タップ等の工具は、その切削点以外の部分を覆う適当な覆いを設けることが望ましいこと。</p> <p>(6) (略)</p> <p>2-3~4 (略)</p> <p>3 (略)</p>